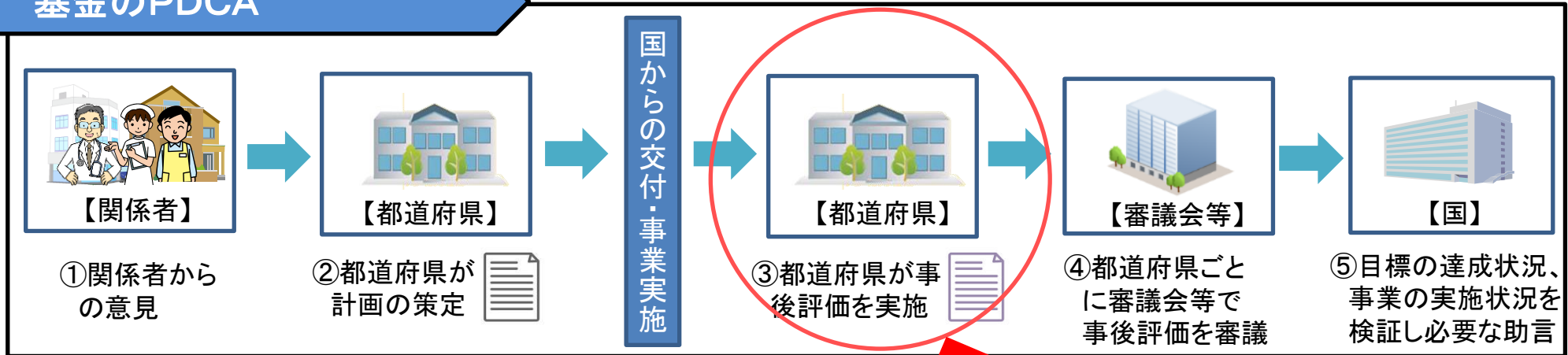


地域医療介護総合確保基金事業の評価指標の 検討状況について(報告)

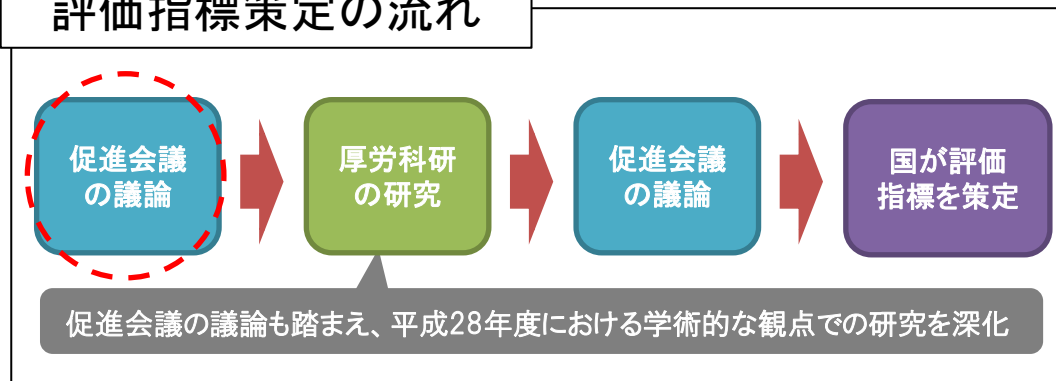
地域医療介護総合確保基金の事後評価の流れ（イメージ）

- 地域医療介護総合確保基金の効果的かつ効率的な活用にあたっては、基金事業計画である「都道府県計画」の適切な策定・評価が必要。現在、都道府県において事後評価を実施し、都道府県ごとの審議会等の審議を経て国に提出。国は目標の達成状況、事業の実施状況を検証し、必要な助言を行うこととしている。
- 都道府県計画の目標についてアウトプットの目標設定の精緻化を図るとともに、できる限りアウトカムに着目した目標設定・評価が可能になるよう評価指標を策定することにより、基金の効果的かつ効率的な活用を図る。

基金のPDCA



評価指標策定の流れ



都道府県がより精度の高い事後評価を実施できるよう、国として支援するため「評価指標」を策定。

※ 都道府県は事後評価に記載した改善の方向性、国からの助言等を踏まえ、次に策定する計画に活用

医療介護総合確保促進会議(第4回以降)における構成員からの主な意見(基金事業の評価関係)

※ 本資料は、これまでに構成員から頂いた基金事業の評価に関する主な意見を事務局においてとりまとめたもの。

(定量的・定性的な目標設定・評価について)

- 定性的な目標だけでは評価しづらいので、可能なものはすべて数値目標を設定する方向で取り組むことが重要。
- 定性的な評価を行う場合は、事業の意図を明らかにすることで、その事業の実施に対する評価が分かりやすいものにすべき。
- 基金のPDCAを回す際には目標設定が重要となるため、目標の立て方については実際の現状分析等を踏まえながら適切に設定することが必要。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けては、個別の基金や制度・事業だけではなく、全体像を捉えていく必要があり、今後の基金の評価にあたってはそういった観点も踏まえながら考えていくことが重要。

(基金事業の見直し・改善について)

- 事業の目標を達成できなかったところに本質的な問題があったり、今後の改善に向けての大事な部分があるため、目標が未達成の場合には積極的に原因等に対する見解と改善の方向性を挙げることが重要。

(国民の視点)

- 基金を活用して実施した事業が住民へのサービスの向上・改善にどのような効果があったのかという視点も評価の際に踏まえるべき。

(都道府県の視点)

- 都道府県が評価できる項目とすべきなので、厚労科研の中に都道府県の方々も入って頂きながら評価指標を策定して頂きたい。
- 都道府県間で共通する項目と独自付加する項目を柔軟に設定できるなどの工夫をすべき。